



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

786	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	2
787	〃	( 〃 ).....	3
788	〃	( 〃 ).....	4
789	〃	( 〃 ).....	5
790	〃	( 〃 ).....	6
791	〃	( 〃 ).....	8
792	〃	( 〃 ).....	9
793	〃	( 〃 ).....	10
794	〃	( 〃 ).....	11
795	〃	( 〃 ).....	12
796	〃	( 〃 ).....	13
797	〃	( 〃 ).....	15
798	〃	( 〃 ).....	16
799	〃	( 〃 ).....	16
800	〃	( 〃 ).....	18
801	〃	( 〃 ).....	19
802	〃	( 〃 ).....	20
803	〃	( 〃 ).....	22
804	〃	( 〃 ).....	23
805	〃	( 〃 ).....	24
806	〃	( 〃 ).....	25
807	〃	( 〃 ).....	26
808	〃	( 〃 ).....	27
809	〃	( 〃 ).....	28
810	〃	( 〃 ).....	29
811	〃	( 〃 ).....	31
812	〃	( 〃 ).....	32
813	〃	( 〃 ).....	33
814	〃	( 〃 ).....	34
815	〃	( 〃 ).....	35
816	〃	( 〃 ).....	37
817	〃	( 〃 ).....	38
818	〃	( 〃 ).....	39
819	〃	( 〃 ).....	41
820	〃	( 〃 ).....	42
821	〃	( 〃 ).....	43

822	〃	( 〃 ).....	44
823	〃	( 〃 ).....	45
824	〃	( 〃 ).....	46
825	〃	( 〃 ).....	47

## 告 示

### 和歌山県告示第786号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パームシティ和歌山

和歌山県和歌山市中野31番1外

#### 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

#### 3 変更した事項

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) スーパーセンターオークワパームシティ和歌山店

和歌山県和歌山市中野31番1外

(変更後) パームシティ和歌山

和歌山県和歌山市中野31番1外

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

##### (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 縦覧図書別添のとおり

(変更後) 縦覧図書別添のとおり

#### 4 変更年月日

(1) 令和3年5月26日

(2) 令和3年2月21日

(3) 令和3年2月21日他

#### 5 変更した理由

- (1) 呼称変更のため
  - (2) 代表者の変更のため
  - (3) 代表者の変更及び小売業者の出退店等のため
- 6 届出年月日  
令和3年5月26日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第787号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オークワ紀三井寺店  
和歌山県和歌山市毛見藪下19番
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
有限会社せんけいえん 代表取締役 明渡一起  
和歌山県海南市名高537番地の10
- 4 変更年月日

令和3年2月21日他

5 変更した理由

代表者の変更及び小売業者の出店のため

6 届出年月日

令和3年5月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第788号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ本社中島店

和歌山県和歌山市中島185番地の3

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 大桑啓嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 野村康隆

大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目2番3号

- 4 変更年月日  
令和3年2月21日
- 5 変更した理由  
代表者の変更のため
- 6 届出年月日  
令和3年5月26日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第789号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オー・ストリート和歌山北バイパス  
和歌山県和歌山市平井154番
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前) オー・ストリート和歌山北バイパス店  
和歌山県和歌山市平井154番  
(変更後) オー・ストリート和歌山北バイパス  
和歌山県和歌山市平井154番
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

ダイキ株式会社 代表取締役 高橋宰

愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社コンフェクショナリーコトブキ 代表取締役 細谷俊雄

兵庫県神戸市中央区北長狭通1-9-1

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社三城 代表取締役 澤田将広

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

株式会社プラム 代表取締役 花房輝芳

大阪府泉佐野市高松東一丁目10番37号 サウスコア21

阪中俊文

和歌山県和歌山市加納323番地2

4 変更年月日

(1) 令和3年5月26日

(2) 令和3年2月21日

(3) 令和3年2月21日他

5 変更した理由

(1) 呼称変更のため

(2) 代表者の変更のため

(3) 代表者の変更及び小売業者の出退店等のため

6 届出年月日

令和3年5月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第790号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出するこ

と。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プライスカット神前店

和歌山県和歌山市神前字千本508番2外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島正之

愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

4 変更年月日

(1) 令和3年2月21日

- (2) 令和3年3月1日他
- 5 変更した理由
- (1) 代表者の変更のため
- (2) 代表者の変更及びグループ統合に伴う吸収合併のため
- 6 届出年月日  
令和3年5月26日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第791号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オークワ大浦街道店  
和歌山県和歌山市湊西の坪45番1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社山本進重郎商店 代表取締役 山本進三  
和歌山県和歌山市西浜1660番地の180
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
株式会社セリア 代表取締役 河合宏光  
岐阜県大垣市外渕二丁目38番地  
(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
株式会社セリア 代表取締役 河合映治  
岐阜県大垣市外渕二丁目38番地
- 4 変更年月日  
令和3年2月21日他
- 5 変更した理由  
代表者の変更のため



- 6 届出年月日  
令和3年5月26日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第792号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ガーデンパーク和歌山  
和歌山県和歌山市松江字向鶴ノ島1469番1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 大桑啓嗣  
大阪府大阪市中央区南船場三丁目12番21号  
(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 野村康隆  
大阪府大阪市中央区西心齋橋二丁目2番3号  
株式会社スイートガーデン 代表取締役 富川俊昭  
兵庫県神戸市西区高塚台五丁目4番地1

株式会社良品計画 代表取締役 松崎暁  
東京都豊島区東池袋四丁目26番3号  
株式会社BANKANわものや 代表取締役 刑部幸裕  
埼玉県上尾市宮本町4番2号  
石井孝典  
和歌山県和歌山市宇須二丁目4番25号  
株式会社セリア 代表取締役 河合映治  
岐阜県大垣市外濶二丁目38番地

## 4 変更年月日

- (1) 令和3年2月21日
- (2) 令和3年2月21日他

## 5 変更した理由

- (1) 代表者の変更のため
- (2) 代表者の変更及び小売業者の出店のため

## 6 届出年月日

令和3年5月26日

## 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

## 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第793号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ西浜店  
和歌山県和歌山市西浜940番1外

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

## 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヒラマツ 代表取締役 有本隆男

和歌山県和歌山市新中通六丁目15番地

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社ヒラマツ 代表取締役 吉田尚三

和歌山県和歌山市新中通六丁目15番地

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

4 変更年月日

(1) 令和3年2月21日

(2) 令和2年5月14日

5 変更した理由

代表者の変更のため

6 届出年月日

令和3年5月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第794号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ六十谷店

和歌山県和歌山市六十谷字有高217番1外

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

- 4 変更年月日

令和3年2月21日

- 5 変更した理由

代表者の変更のため

- 6 届出年月日

令和3年5月26日

- 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第795号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

メッサオークワ高松店

和歌山県和歌山市西高松一丁目278番14

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) オークワメッサ高松店  
和歌山県和歌山市西高松一丁目278番14

(変更後) メッサオークワ高松店  
和歌山県和歌山市西高松一丁目278番14

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 堀江邦彦  
大阪府大阪市浪速区難波中二丁目10番70号

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 野村康隆  
大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目2番3号

4 変更年月日

- (1) 令和3年5月26日
- (2) 令和3年2月21日
- (3) 令和3年2月21日他

5 変更した理由

- (1) 呼称変更のため
- (2) 代表者の変更のため
- (3) 代表者及び住所の変更のため

6 届出年月日

令和3年5月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第796号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

セントラルシティ和歌山  
和歌山県和歌山市小雑賀805番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
ゼビオホールディングス株式会社 代表取締役 諸橋友良  
福島県郡山市朝日三丁目7番35号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
ゼビオホールディングス株式会社 代表取締役 諸橋友良  
福島県郡山市朝日三丁目7番35号

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
ゼビオホールディングス株式会社 代表取締役 諸橋友良  
福島県郡山市朝日三丁目7番35号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 縦覧図書別添のとおり  
(変更後) 縦覧図書別添のとおり

4 変更年月日

- (1) 令和3年2月21日  
(2) 令和3年2月21日他

5 変更した理由

- (1) 代表者の変更のため  
(2) 代表者の変更及び小売業者の出退店のため

6 届出年月日

令和3年5月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第797号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ海南幡川店

和歌山県海南市幡川下九条105番外

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

（変更後）株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

（変更後）株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

## 4 変更年月日

令和3年2月21日

## 5 変更した理由

代表者の変更のため

## 6 届出年月日

令和3年5月26日

## 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北一丁目2番1）

海南市まちづくり部産業振興課（海南市南赤坂11番地）

## 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第798号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ海南野上店

和歌山県海南市野上中420番外

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

## 4 変更年月日

令和3年2月21日

## 5 変更した理由

代表者の変更のため

## 6 届出年月日

令和3年5月26日

## 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北一丁目2番1）

海南市まちづくり部産業振興課（海南市南赤坂11番地）

## 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第799号



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターオークワ海南店

和歌山県海南市築地1番1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 大桑友朗

大阪府大阪市浪速区難波中二丁目10番70号 なんばパークス パークスタワー30階

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 野村康隆

大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目2番3号

株式会社BANKANわものや 代表取締役 刑部幸裕

埼玉県上尾市宮本町4番2号

坂本正樹

和歌山県海南市名高555番地の11

有限会社ラメール 代表取締役 大野勲

大阪府大阪市中央区南本町三丁目4番6号

住岡五郎

和歌山県海南市馬場町一丁目1番8号

株式会社三城 代表取締役 澤田将広

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

4 変更年月日

(1) 令和3年2月21日

- (2) 令和3年2月21日他
- 5 変更した理由
- (1) 代表者の変更のため
- (2) 代表者の変更及び小売業者の出店のため
- 6 届出年月日  
令和3年5月26日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北一丁目2番1）  
海南市まちづくり部産業振興課（海南市南赤坂11番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第800号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイソー海南下津店・ココカラファイン下津店  
和歌山県海南市下津町上150番2外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
東京センチュリー株式会社 代表取締役 野上誠  
東京都千代田区神田練塀町3番地
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
東京センチュリー株式会社 代表取締役 野上誠  
東京都千代田区神田練塀町3番地  
(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
東京センチュリー株式会社 代表取締役 野上誠  
東京都千代田区神田練塀町3番地
- 4 変更年月日

令和3年2月21日

5 変更した理由

代表者の変更のため

6 届出年月日

令和3年5月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北一丁目2番1）

海南市まちづくり部産業振興課（海南市南赤坂11番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第801号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オー・ストリート橋本彩の台

和歌山県橋本市あやの台一丁目50番3外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

（変更後）株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫  
千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号  
株式会社ファーストリテイリング 代表取締役 柳井正  
山口県山口市大字佐山717番地1  
株式会社ビジョンメガネ 代表取締役 吉田美恵子  
大阪府東大阪市長栄寺4番2号
- (変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫  
千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号  
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正  
山口県山口市佐山10717番地1  
株式会社ビジョンメガネ 代表取締役 安東晃一  
大阪府大阪市西区南堀江三丁目14番12号  
ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本忠久  
東京都千代田区外神田二丁目2番15号  
株式会社サイバーリンクス 代表取締役 村上恒夫  
和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

## 4 変更年月日

- (1) 令和3年2月21日
- (2) 令和3年2月21日他

## 5 変更した理由

- (1) 代表者の変更のため
- (2) 代表者の変更及び小売業者の出退店等のため

## 6 届出年月日

令和3年5月26日

## 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市協四丁目5番8号）  
橋本市経済推進部シティセールス推進課（橋本市東家一丁目1番1号）

## 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第802号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターオークワ橋本店  
和歌山県橋本市妻二丁目166番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 大桑友朗  
大阪府大阪市浪速区難波中二丁目10番70号 なんばパークス パークスタワー30階

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 野村康隆  
大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目2番3号

株式会社アットホーム企画 代表取締役 辻本香緒里  
和歌山県和歌山市栗栖71番地

KBC株式会社 代表取締役 木戸康人  
大阪府泉佐野市上町三丁目8番12号

株式会社ビジョンメガネ 代表取締役 安東晃一  
大阪府大阪市西区南堀江三丁目14番12号

4 変更年月日

(1) 令和3年2月21日

(2) 令和3年2月21日他

5 変更した理由

(1) 代表者の変更のため

(2) 代表者の変更及び小売業者の出店のため

6 届出年月日

令和3年5月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）

橋本市経済推進部シティセールス推進課（橋本市東家一丁目1番1号）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第803号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ橋本店

和歌山県橋本市隅田町垂井92番1

#### 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

#### 3 変更した事項

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ツタヤWAY橋本隅田店

和歌山県橋本市隅田町垂井92番1

(変更後) ニトリ橋本店

和歌山県橋本市隅田町垂井92番1

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

##### (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 堀江邦彦

大阪府大阪市浪速区難波中二丁目10番70号 なんばパークス パークスタワー30階

(変更後) 株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

#### 4 変更年月日

(1) (3) 平成23年11月11日

(2) 令和3年2月21日

#### 5 変更した理由

(1) (3) 業態の変更のため

(2) 代表者の変更のため

#### 6 届出年月日

令和3年5月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）

橋本市経済推進部シティセールス推進課（橋本市東家一丁目1番1号）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第804号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ高野口店

和歌山県橋本市高野口町伏原字越ヶ坪139番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 大桑啓嗣

大阪府大阪市中央区南船場3丁目12番21号 心齋橋プラザビル新館8F

株式会社まつや 代表取締役 加藤正祐

和歌山県和歌山市友田町三丁目85番地

株式会社アットホーム企画 代表取締役 辻本信夫

和歌山県和歌山市新生町7-71 イズミヤ和歌山店2F

株式会社メガネの金剛 代表取締役 佐藤文昭

大阪府堺市丈六183-18 ダイエー北野田店3F

(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
仲野由加利  
大阪府河内長野市昭栄3番25-205号

4 変更年月日

- (1) 令和3年2月21日
- (2) 令和3年2月21日他

5 変更した理由

- (1) 代表者の変更のため
- (2) 代表者の変更及び小売業者の出退店のため

6 届出年月日

令和3年5月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市協四丁目5番8号）  
橋本市経済推進部シティセールス推進課（橋本市東家一丁目1番1号）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第805号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ箕島店  
和歌山県有田市新堂字弁天10番3外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

Bermuda Assetment株式会社 代表取締役 大桑祥嗣  
和歌山県和歌山市湊通丁北四丁目40番地

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 縦覧図書別添のとおり  
(変更後) 縦覧図書別添のとおり

4 変更年月日

令和3年2月21日他

5 変更した理由



代表者の変更及び小売業者の出退店のため

6 届出年月日

令和3年5月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355番1）

有田市経済建設部産業振興課（有田市箕島50番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第806号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プライスカット御坊店

和歌山県御坊市菌314番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

（変更後）株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

（変更後）株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

4 変更年月日

令和3年2月21日

5 変更した理由

代表者の変更のため

## 6 届出年月日

令和3年5月26日

## 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）

御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地）

## 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第807号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロマンシティ御坊

和歌山県御坊市湯川町財部181番外

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）オークワロマンシティ御坊店

和歌山県御坊市湯川町財部181番外

（変更後）ロマンシティ御坊

和歌山県御坊市湯川町財部181番外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

（変更後）株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）縦覧図書別添のとおり

（変更後）縦覧図書別添のとおり

## 4 変更年月日

(1) 令和3年5月26日

- (2) 令和3年2月21日
- (3) 令和3年2月21日他
- 5 変更した理由
  - (1) 呼称変更のため
  - (2) 代表者の変更のため
  - (3) 代表者の変更及び小売業者の出退店等のため
- 6 届出年月日  
令和3年5月26日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）  
御坊市産業建設部商工振興課（御坊市藪350番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第808号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
パビリオンシティ田辺  
和歌山県田辺市稲成町新江原3165番外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前) オークワパビリオンシティ田辺店  
和歌山県田辺市稲成町新江原3165番外  
(変更後) パビリオンシティ田辺  
和歌山県田辺市稲成町新江原3165番外
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 縦覧図書別添のとおり

(変更後) 縦覧図書別添のとおり

4 変更年月日

(1) 令和3年5月26日

(2) 令和3年2月21日

(3) 令和3年2月21日他

5 変更した理由

(1) 呼称変更のため

(2) 代表者の変更のため

(3) 代表者の変更及び小売業者の出退店等のため

6 届出年月日

令和3年5月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

**和歌山県告示第809号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プライスカット田辺下万呂店・スーパードラッグキリン万呂店

和歌山県田辺市下万呂字裏代416番2外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社東海セイムス 代表取締役 北原直仁

三重県松阪市久保町1456番地4

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) プライスカット・スーパードラッグキリン田辺下万呂店

和歌山県田辺市下万呂字裏代416番2外

(変更後) プライスカット田辺下万呂店・スーパードラッグキリン万呂店

和歌山県田辺市下万呂字裏代416番2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社東海セイムス 代表取締役 桧垣正二

三重県松阪市久保町1456番地4

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社東海セイムス 代表取締役 北原直仁

三重県松阪市久保町1456番地4

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社東海セイムス 代表取締役 桧垣正二

三重県松阪市久保町1456番地4

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社東海セイムス 代表取締役 北原直仁

三重県松阪市久保町1456番地4

4 変更年月日

(1) 令和3年5月26日

(2) (3) 令和3年2月21日他

5 変更した理由

(1) 呼称変更のため

(2) (3) 代表者の変更のため

6 届出年月日

令和3年5月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第810号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書

を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターオークワ南紀店

和歌山県新宮市佐野三丁目11番19号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社はるやまホールディングス 代表取締役 治山正史

岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

大興産業株式会社 代表取締役 土岐政晃

和歌山県岩出市高瀬74番地の1 ダイコービル

ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 伊藤光博

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社はるやまホールディングス 代表取締役 治山正史

岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

大興産業株式会社 代表取締役 土岐孝司

和歌山県岩出市高瀬74番地の1 ダイコービル

ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社はるやまホールディングス 代表取締役 治山正史

岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

大興産業株式会社 代表取締役 土岐政晃

和歌山県岩出市高瀬74番地の1 ダイコービル

ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 伊藤光博

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 縦覧図書別添のとおり

（変更後）縦覧図書別添のとおり

4 変更年月日

- (1) 令和3年2月21日他
- (2) 令和3年4月1日他

5 変更した理由

- (1) 代表者の変更のため
- (2) 代表者の変更及び小売業者の出退店等のため

6 届出年月日

令和3年5月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）  
新宮市企画政策部商工観光課（新宮市春日1番1号）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

**和歌山県告示第811号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ新宮仲之町店  
和歌山県新宮市谷王子418番1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

（変更後）株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

（変更後）株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

- 4 変更年月日  
令和3年2月21日
- 5 変更した理由  
代表者の変更のため
- 6 届出年月日  
令和3年5月26日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）  
新宮市企画政策部商工観光課（新宮市春日1番1号）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第812号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オー・ストリート紀の川井阪  
和歌山県紀の川市下井阪597番
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（変更前）オー・ストリート紀の川井阪店  
和歌山県紀の川市下井阪597番  
（変更後）オー・ストリート紀の川井阪  
和歌山県紀の川市下井阪597番
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
（変更後）株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3



(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島正之  
愛媛県松山市美沢一丁目9番1号  
株式会社ライトオン 代表取締役 横内達治  
茨城県つくば市吾妻一丁目11番1  
株式会社まつや 代表取締役 加藤正祐  
和歌山県和歌山市友田町三丁目85番地  
メガネの田中チェーン株式会社 代表取締役 デイミアンホール  
広島県広島市中区袋町1番23-102号
- (変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田直太郎  
大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1  
株式会社ライトオン 代表取締役 藤原祐介  
茨城県つくば市小野崎260-1  
株式会社まつや 代表取締役 加藤正祐  
和歌山県和歌山市友田町三丁目85番地  
株式会社アイ・トピア 代表取締役 加藤公一  
東京都町田市原町田四丁目20番1号  
株式会社京都紅夢 代表取締役 大蔵康征  
大阪府泉佐野市高松東一丁目10番37号

4 変更年月日

- (1) 令和3年5月26日
- (2) 令和3年2月21日
- (3) 令和3年2月21日他

5 変更した理由

- (1) 呼称変更のため
- (2) 代表者の変更のため
- (3) 代表者の変更及び小売業者の出退店等のため

6 届出年月日

令和3年5月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）  
紀の川市農林商工部商工労働課（紀の川市西大井338番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第813号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模

小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ貴志川店

和歌山県紀の川市貴志川町神戸250番1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

4 変更年月日

令和3年2月21日

5 変更した理由

代表者の変更のため

6 届出年月日

令和3年5月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

紀の川市農林商工部商工労働課（紀の川市西大井338番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第814号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ粉河店

和歌山県紀の川市粉河762番

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

4 変更年月日

令和3年2月21日

5 変更した理由

代表者の変更のため

6 届出年月日

令和3年5月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

紀の川市農林商工部商工労働課（紀の川市西大井338番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第815号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

つては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター那賀店  
和歌山県紀の川市名手市場434番外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎  
新潟県新潟市南区清水4501番地1  
株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎  
新潟県新潟市南区清水4501番地1

(変更後) 株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎  
新潟県新潟市南区清水4501番地1  
株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎  
新潟県新潟市南区清水4501番地1  
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎  
新潟県新潟市南区清水4501番地1  
株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

4 変更年月日

- (1) 平成29年7月20日
- (2) 令和3年2月21日

5 変更した理由

- (1) 誤記修正のため
- (2) 代表者の変更のため

6 届出年月日

令和3年5月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

紀の川市農林商工部商工労働課（紀の川市西大井338番地）

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第816号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ打田店  
和歌山県紀の川市打田字天王1364番地の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規  
東京都品川区南大井六丁目22番7号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規  
東京都品川区南大井六丁目22番7号

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規  
東京都品川区南大井六丁目22番7号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社プラス 代表取締役 野田正司  
和歌山県田辺市宝来町17番12号

株式会社東海セイムス 代表取締役 川上展央  
三重県松阪市久保町1456番地4

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社セリア 代表取締役 河合映治  
岐阜県大垣市外渕二丁目38番地

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢潤治  
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

(変更後) 株式会社プラス 代表取締役 野田正司

和歌山県田辺市宝来町17番12号

株式会社東海セイムス 代表取締役 北原直仁  
三重県松阪市久保町1456番地4

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社セリア 代表取締役 河合映治  
岐阜県大垣市外渕二丁目38番地

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹  
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

#### 4 変更年月日

- (1) 令和3年2月21日
- (2) 令和2年4月1日他

#### 5 変更した理由

代表者の変更のため

#### 6 届出年月日

令和3年5月26日

#### 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

紀の川市農林商工部商工労働課（紀の川市西大井338番地）

#### 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第817号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オークワ岩出西店  
和歌山県岩出市中黒641番1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前) メッサオークワ岩出西店  
和歌山県岩出市中黒641番1  
(変更後) オークワ岩出西店  
和歌山県岩出市中黒641番1
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 4 変更年月日
  - (1) 平成27年11月14日
  - (2) (3) 令和3年2月21日
- 5 変更した理由
  - (1) 業態の変更のため
  - (2) (3) 代表者の変更のため
- 6 届出年月日  
令和3年5月26日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）  
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野209番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第818号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売

店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ湯浅店

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅字川久保1852番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

有限会社ヒトミヤ 代表取締役 阿瀬弘則

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1850番地4

畑中一伸

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1852番地

株式会社上丁 代表取締役 伊藤琢己

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅842番地

有限会社ティ・ハウス 代表取締役 志茂隆迫

和歌山県和歌山市吉原1174番地

株式会社アットホーム企画 代表取締役 辻本信夫

和歌山県和歌山市栗栖71番地

株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 藤田和宏

大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目2番3号

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

有限会社ヒトミヤ 代表取締役 阿瀬弘則

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1850番地4

畑中一伸

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1852番地

山名敏弘

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1998番地2

有限会社ティ・ハウス 代表取締役 志茂隆迫

和歌山県和歌山市吉原1174番地



株式会社アットホーム企画 代表取締役 辻本香緒里

和歌山県和歌山市栗栖71番地

株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 野村康隆

大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目2番3号

4 変更年月日

(1) 令和3年2月21日

(2) 令和3年2月21日他

5 変更した理由

(1) 代表者の変更のため

(2) 代表者の変更及び小売業者の出退店のため

6 届出年月日

令和3年5月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355番1）

湯浅町産業建設課（有田郡湯浅町青木668番地1）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第819号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターオークワ有田川店

和歌山県有田郡有田川町天満池の内407番1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の指名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏

名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

畑中一伸

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1852番地

## 4 変更年月日

(1) 令和3年2月21日

(2) 令和3年2月21日他

## 5 変更した理由

(1) 代表者の変更のため

(2) 代表者の変更及び小売業者の出店のため

## 6 届出年月日

令和3年5月26日

## 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355番1）

有田川町産業振興部産業課（有田郡有田川町大字中井原136番2）

## 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第820号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワみなべ店

和歌山県日高郡みなべ町芝227番1

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

## 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

4 変更年月日

令和3年2月21日

5 変更した理由

代表者の変更のため

6 届出年月日

令和3年5月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）

みなべ町産業課（日高郡みなべ町芝742番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第821号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

白浜ショッピングセンター

和歌山県西牟婁郡白浜町1349番1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社プラス 代表取締役 野田正史

和歌山県田辺市宝来町17番12号

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社プラス 代表取締役 野田正史

和歌山県田辺市宝来町17番12号

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社プラス 代表取締役 野田正史

和歌山県田辺市宝来町17番12号

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社グルメシティ近畿 代表取締役 佐々木浩

大阪府吹田市江坂町一丁目18番10号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

(変更後) 株式会社ダイエー 代表取締役 近澤靖英

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1

株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

#### 4 変更年月日

(1) 令和3年2月21日

(2) 平成30年3月1日他

#### 5 変更した理由

(1) 代表者の変更のため

(2) 吸収合併及び代表者の変更のため

#### 6 届出年月日

令和3年5月26日

#### 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

白浜町観光課（西牟婁郡白浜町1600番地）

#### 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第822号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンターオークワ上富田店  
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来154番1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 4 変更年月日  
令和3年2月21日
- 5 変更した理由  
代表者の変更のため
- 6 届出年月日  
令和3年5月26日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）  
上富田町振興課（西牟婁郡上富田町朝来763番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第823号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ串本店

和歌山県東牟婁郡串本町串本字森生40番22外

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

- 4 変更年月日

令和3年2月21日

- 5 変更した理由

代表者の変更のため

- 6 届出年月日

令和3年5月26日

- 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）

串本町産業課（東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5）

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第824号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ串本店別館

和歌山県東牟婁郡串本町串本2001番外

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) オークワ串本店

和歌山県東牟婁郡串本町串本2001番外

(変更後) オークワ串本店別館

和歌山県東牟婁郡串本町串本2001番外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

- 4 変更年月日

(1) 令和3年5月26日

(2) (3) 令和3年2月21日

- 5 変更した理由

(1) 呼称変更のため

(2) (3) 代表者の変更のため

- 6 届出年月日

令和3年5月26日

- 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）

串本町産業課（東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5）

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第825号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出するこ

と。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワかつらぎ店

和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野884番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社東海セイムス 代表取締役 北原直仁

三重県松阪市久保町1456番地4

4 変更年月日

(1) 令和3年2月21日

(2) 令和3年5月27日他

5 変更した理由

(1) 代表者の変更のため

(2) 代表者の変更及び小売業者入店のため

6 届出年月日

令和3年5月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）

かつらぎ町産業観光課（伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで